

1 市政の概要

本市では、「流山市自治基本条例」の基本理念を念頭に置き、二元代表制の下、市民の信託に的確にこたえるため、「市民参加条例」、「議会基本条例」の趣旨に基づき、市民参加による市民自治をさらに確立し、市民目線に立った効果的なまちづくりを進めている。

中期実施計画の中間年である平成26年度は、流山市後期基本計画が目指す都市のイメージ「都心から一番近い森のまち」の具現化を図るために、厳しい財政状況の中、引き続き真に必要な事業の厳選と歳出の削減に取り組むとともに、国の「社会資本整備総合交付金」や「好循環実現のための緊急経済対策」に基づく大型補正を積極的に活用することにより、必要な財源を確保し、本市の将来需要に対応するため不可欠な保育所、小中学校、市民総合体育館などの整備や、つくばエクスプレス沿線土地区画整理事業などを重点政策として、市民生活に密着した事業を実施し、行政サービスの向上と拡充に努めた。

都市基盤の整備

つくばエクスプレス沿線地域の整備については、市内5地区で土地区画整理事業が進められている。UR都市機構が施行する新市街地地区では、平成28年度末の工事完成を目指し、地区の全域で事業が進められている。また、千葉県が施行する運動公園周辺地区では、地区の骨格となる幹線道路の整備が進み、木地区については、宅地整備が進み、住宅の建築が盛んに行われている。さらに、市施行の西平井・鰐ヶ崎地区及び鰐ヶ崎・思井地区についても、平成28年度の工事完成を目指し、事業を進めている。

なお、平成27年3月末の事業進捗率は、5地区平均で約71%となっている。

流山おおたかの森駅前市有地活用事業については、市有地及びその周辺の整備の見通しが立ったことから、事業者の公募に向け、実施方針及び設計、建設に関する業務要求水準書（案）を公表した。

流山セントラルパーク駅前市有地活用事業については、暁星国際学園流山幼稚園の開園を受け、平成28年4月の小学校開校に向け、千葉県と協議が進められた。

道路事業では、市道前ヶ崎・向小金1号道路拡幅事業において、道路拡幅予定地の用地取得及び物件移転補償の契約を締結した。

名都借跨線橋道路拡幅改良事業については、物件調査を行い、用地取得及び物件移転補償の契約の締結をした。

都市計画道路3・3・28号中駒木線道路改良事業については、取得した用地内における建物撤去が全て終了し、工事に入る準備が整った。

都市計画道路3・5・16号三輪野山・西平井線道路改良事業については、用地取得に向けた地権者交渉を始めた。平成27年度も引き続き用地交渉を進める。

調整池維持管理事業では、つくばエクスプレス沿線開発事業等により整備された調整池10か所の機能の保守と景観を保全するため、排水施設の点検と草刈り等を実施した。

三輪野山地区総合治水対策事業では、和田堀都市下水路流域調整池設置基本設計を平成25年度から2か年継続事業により実施した。

公共下水道汚水事業については、污水管延長15,848メートル(既成市街地地区5,892メートル及びつくばエクスプレス沿線関連地区9,956メートル)の整備を行い、供用開始区域の拡大に努めた。

公共下水道雨水事業については、つくばエクスプレス沿線地区の雨水管延長2,287メートルを整備するとともに、既成市街地では、向小金雨水幹線の市道部工事を平成26年度から2か年継続事業により着工した。

生活環境の整備

環境基本計画策定事業では、平成17年度に策定した流山市環境基本計画が平成26年度に計画最終年度を迎えることから、平成27年度から平成36年度までを計画期間とする第2次流山市環境基本計画を策定した。

生物多様性地域戦略推進事業では「生物多様性ながれやま戦略」に位置付けている重点地区における動植物のモニタリングが、平成26年9月末で終了を迎えたことから、これまでの情報をとりまとめたモニタリング調査結果報告書を作成した。

グリーンフェスティバルや子どもたちの夏休みに合わせて、市野谷の森で親子を対象とした「おおたかの森探検ツアー」や、利根運河や新川

耕地の自然とふれあう「流山カントリーウォーク」を開催し、将来を担う子どもたちに、生物多様性の大切さについて啓発を行った。

また、「グリーンウェイブ」で公共施設に 114 本の植樹を行ったほか、一般社団法人千葉県トラック協会の支援を受け、「まちなか森づくりプロジェクト」として、おおたかの森スポーツフィールドに 188 本の植樹を行い、緑の創出に努めた。

環境マネジメント事業では、環境省が推奨する「エコアクション 21」を市の全公共施設で取り組んだ。

市役所の取組としては、職員による近距離移動時の積極的な自転車利用や、通勤時に自動車を利用しないノーマイカーデー、ノー残業デーを推進した。

地球温暖化対策については、家庭ができる温暖化対策として、「緑のカーテン事業」、「節電チャレンジ」を実施し、市域における二酸化炭素排出量の削減を図った。特に、「緑のカーテン事業」では、取組が全国に広がるよう第 8 回全国緑のカーテンフォーラムを流山市で開催した。

地球温暖化対策奨励事業では、住宅用の太陽光発電設備を市内の事業者から購入設置した方に対し奨励金を交付したほか、家庭用燃料電池システムなど住宅用省エネルギー設備を市内の事業者から購入設置した方に補助金を交付し、地球温暖化対策を推進した。

路上喫煙やポイ捨てを防止し、きれいなまちづくりを推進するため、路上喫煙防止重点区域において、違反者に対し指導を行ったほか、市内各駅前で、啓発物資の配布を行い、喫煙マナーの向上を図った。

まちをきれいにする運動を市内各地で行う「まちをきれいに志隊事業」では、広報、ホームページにより市民へ PRを行ったほか、募集パンフレットを作成して窓口に配置するなど、登録者のさらなる拡充を図った。

放射能対策事業では、子どもが多く利用する施設の放射線量の定期的なモニタリングを引き続き行い、空間放射線量の把握に努めた。

平成 26 年度に実施した小学校、中学校、保育所（園）、幼稚園及び学童クラブのモニタリングの結果は、高さ 5 センチで毎時 0.04 マイクロシーベルトから毎時 0.1 マイクロシーベルトの範囲内の値となり、子どもが多く利用する施設などの空間放射線量は、平成 24 年度と比べて大幅に低減している。

また、空間放射線量測定器を引き続き貸し出し、市民の放射能に対する

る不安の払拭に努めた。

このほか、転入者を中心に放射線量測定の申込みを受け、測定を行ったが、毎時0.23マイクロシーベルトを超える民有地はなかった。

福島第一原子力発電所事故により、市が支出を余儀なくされた放射能対策に係る費用について、前年に引き続き東京電力株式会社に賠償を求め、財源確保に努めた。さらに、現時点で支払いがなされていない費用について、交渉に進展が見込めないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ、本市を含めた8市であっせんの申し立てをした。

市民のリサイクル意識の高揚及び地域コミュニティの推進等を目的に資源物の集団回収を行うリサイクル団体に対し、報償金を出し支援を行うとともに、資源物持ち去り防止パトロールを実施し、集団回収の円滑な推進に努めた。

また、循環型社会を構築する事業としてガレージセールを3回開催したほか、不用品を活用した各種リサイクル講座（夏休みには親子で参加できる講座）等をリサイクルプラザ・プラザ館で開催し、リサイクルに対する市民意識の向上に努めた。

ごみの減量・資源化の促進については、家庭における水切りの徹底、レジ袋削減のため、マイバッグの持参を広報紙やホームページで啓発するほか、リサイクル協力店等にポスター掲示を依頼するとともに、リサイクルプラザ・プラザ館で開催した各種リサイクル講座やガレージセールでもチラシ等を配布し普及啓発に努めた。

事業系ごみについては、多量排出事業者に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求めるとともに、事業系ごみの減量策として、市内約300事業所に対し「ごみの出し方アンケート」調査を行い、適正なごみ処理に努めるようリーフレットによる注意喚起を行うとともに、他市からのごみの持ち込みを防止するため事業者登録制を実施した。

ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援事業では、家庭ごみをごみ集積所まで運ぶことが困難なひとり暮らし高齢者等の世帯を対象として、委託により戸別収集を行うとともに、排出の状況について何か異変があれば、親族、ケアマネジャー等に情報提供を行い、安否の確認を行った。

リサイクル館包括管理運営事業については、第三者機関に運営監理業務委託を行い、履行状況について、毎月モニタリング会議を実施し、適切な運転管理の指導監督を行い、安全かつ安定的な施設運営を図った。

ごみ焼却施設の夜間・休日運転管理については、履行状況の技術審査を業務委託し、適切な運転管理の指導監理を行い、安全かつ安定的な施設運営を図った。

ごみ焼却により発生する溶融飛灰については、剪定枝等の別回収を継続し、焼却処理を行わないことにより、溶融飛灰に含まれる放射性物質濃度が、引き続き 1 キログラム当たり 2,000 ベクレルを下回ったため、安定して継続的に最終処分場に搬出することができた。

手賀沼流域下水道終末処理場に仮保管していた指定廃棄物約 178 トンについては、協定書の保管期限前に全量を安全に持ち帰った。

森のまちエコセンター剪定枝資源化施設での堆肥化は、現在も放射性物質の影響により製造を中止している。また、焼却ができない剪定枝等については、森のまちエコセンターでチップ化し引き続き適正な処分を実施した。

一方、森のまちエコセンター（汚泥再生処理センター）におけるし尿処理施設は、稼働から 5 年目を迎えたことから、予期せぬ機械の故障を未然に防ぐため機器の整備を適宜行い、安定的な稼働に努めた。

消防については、中央消防署高規格救急自動車を更新整備するとともに、平成 26 年 4 月 1 日から中央消防署救急隊を 1 隊増隊して 2 隊運用を開始し、増加する救急要請の対応に努めた。

また、消防団事業では、消防団員が指導員となり、一般市民を対象とした普通救命講習会を隨時開催して、応急手当の普及に努めた。

防火水槽整備事業については、つくばエクスプレス沿線地域の都市開発に合わせて耐震性を有する防火水槽を、おおたかの森駅周辺に 2 基新設し、災害時における防災力の向上を図った。

災害時に避難する防災拠点として、おおたかの森小・中学校に、防災備蓄倉庫、災害用井戸、マンホールトイレ、ヘリサイン、避難所等案内板、防災行政無線屋外子局などの防災施設の整備を行い、地域の安心・安全に寄与した。

また、流山市備蓄計画に基づき、東小学校及び常盤松中学校に備蓄倉庫を新たに整備したほか、東深井小学校の余裕教室を備蓄倉庫として整備した。また計画に基づき、食糧や防災資機材の備蓄率向上を図った。

災害用井戸については、小山小学校の既設の災害用井戸の電動化や八木北小学校の井戸を修繕し、給水能力向上を図ったほか、既存の災害用

井戸の水質検査を実施した。

災害時の情報伝達手段として、避難所や自治会等70か所の防災行政無線戸別受信機のアンテナ設置工事を実施した。また、主な避難所に避難者が利用できる特設公衆電話機を整備し、災害時における通信手段の強化を図った。

自主防災組織への支援では、防災活動に必要な防災資機材の購入に要する経費の一部を補助するとともに、より効果的な補助制度にするための制度改正を行ったほか、併せて自治会に対して自主防災組織を設立するための啓発活動を行った。

また、防災リーダー研修会の実施や、各自主防災組織等による防災訓練や防災講習会等への支援、災害に強い地域づくりのための相談会を実施するなど、防災意識の向上に努めたほか、防災力向上に貢献する存在として、地域で活躍していただける市内在住の防災士の把握を行い、地域への支援体制の充実を図った。

交通安全対策については、年4回実施される交通安全運動期間中に、流山警察署、流山交通安全協会、流山市交通安全母の会等と連携し、飲酒運転撲滅キャンペーンを実施したほか、高齢者宅を訪問し、「突撃！我が家の交通安全」運動を開催し、交通安全啓発活動を行った。

安全施設設置については、道路反射鏡や路面標示等を設置し、事故防止に努めた。

また、危険箇所に信号機の設置を要望した結果、東初石5丁目地先ほか3か所に設置され、交通事故の抑制に努めた。

自転車対策については、放置自転車を減少させるため、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを開催し、放置自転車の防止を呼びかけた。

防犯対策では、平成26年11月17日に流山市民安全パトロール隊、自主防犯パトロール隊、近隣自治会及び流山警察署が連携し「振り込め詐欺対策街頭啓発キャンペーン」を実施し、路上犯罪対策として市内に防犯カメラを新たに15台設置し、犯罪の予防に努めた。また、自治会が管理する防犯灯については、防犯灯設置に係る補助制度を活用し、消費電力の少ないLED防犯灯の設置を推進した。

消費者行政については、消費生活相談員が約1,600件の相談に対応し、消費者トラブルの未然防止に努めたほか、自治会や老人会、中学校等に出向き30回の消費者啓発講座を実施し、悪質商法やインターネ

ットトラブルなどへの注意喚起や、消費者知識の普及に努めた。放射性物質検査では、99件の食品等の検査を行い、食の安心・安全に対する不安に対応した。

コミュニティの推進については、地域コミュニティの核である自治会関係者を集めた自治会懇談会を平成26年5月24日と平成27年1月24日に開催し、自治会活動の活性化に意欲的に取り組んでいる自治会の活動事例の紹介や、意見交換などを行い、自治会相互の情報共有を図った。また、自治会加入促進ポスターを作成し、自治会加入促進をPRした。

教育・文化の充実向上

小中学校の連携により、児童生徒の発達段階を踏まえた、より継続性・系統性のある教育内容の充実を図った。児童生徒の交流及び体験学習、教師間の連携及び情報交換等を積極的に行うことにより、児童生徒の学習意欲の向上や、教員の指導力の向上を目指した。

また、小学校英語活動指導員15名を各小学校に配置するとともに、小学校英語活動指導員スーパーバイザー3名を引き続き派遣し、幅広い外国語活動を推進した。さらに、小中の接続が円滑に行われるよう9年間を見通して作成した「流山市英語プログラム」についても授業を通して、周知・活用を推進した。中学校ALT8名を全中学校に配置して、英語の授業はもちろんのこと、日常生活と共に過ごし英語を身近に感じながら、コミュニケーションする環境を整備した。

サポート看護師9名（内1名は、個別の児童支援のために配置）を拠点校に1名ずつ配置し、各学校の養護教諭を補佐し、児童・生徒の緊急時に専門性を生かした対応が図られた。また、未配置校にも状況に応じて派遣を行っていることから、市内全域で事業の効果が表れている。

個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために、特別支援学級介添員55名を各小中学校の特別支援学級に配置した。

学校の施設整備については、子どもたちの安全な教育環境の整備を推進するため、主な工事として、向小金小学校校舎増築工事、東小学校プール改築工事及び中学校校舎空調設備設置工事を実施した。

新設するおおたかの森小・中学校については、開校に必要な消耗品・備品の購入等開校準備を行うとともに、平成27年3月末にUR都市機

構より校舎の引き渡しを受けた。

生涯学習については、市民やボランティア、各種団体との連携、協働を基本に推進するとともに、各施設の指定管理者による多様な自主事業の展開により、文化や芸術等幅広いジャンルの学習機会の提供に努めた。

生涯学習施設の整備については、平成27年4月オープンに向け、おおたかの森小・中学校に併設するおおたかの森センターの整備を行った。また、生涯学習センターにおいては、多目的ホールのスピーカー及びステージ床の改修工事を実施し、安心・安全に利用できる施設の環境づくりに努めた。

青少年健全育成については、福島県相馬市、石川県能登町及び長野県信濃町との姉妹都市間での少年スポーツ交流や文化交流により親交を深めた。また、創立50周年を迎えた青少年相談員事業では、チャレンジキャンプやドミノ倒しを実施したほか、親子たこあげ大会等を青少年関係団体と連携し、充実した事業展開を図った。

なお、平成26年度流山市青少年主張大会で最優秀賞を受賞し「私の思い～中学生の主張～千葉県大会」に出場した生徒は、最優秀賞（千葉県知事賞）に選ばれ、昨年に続き、2年連続受賞となった。

一方、青少年健全育成のための地域の環境浄化事業については、学校、警察、地域の団体等と連携し、非行防止のための補導活動など、素早い対応ができるように関係機関と連絡を密にするとともに、青少年や保護者の悩みを軽減・解決するため、青少年専門相談員によるきめ細やかな相談に努めた。

公民館については、各ライフステージに応じた市民の学習の機会として、60歳以上を対象としたゆうゆう大学や、地域の自然や歴史にふれる講座、親子を対象にした体験学習の場の充実を図った。

また、家庭教育の重要性に鑑み、乳幼児の親を対象とした講座や、子育ての不安解消の場、仲間づくりの機会ともなっている子育てサロンを実施、さらには市内全小・中学校及びPTAと連携して、保護者を対象に家庭教育講座を開催した。また、初めて「中央公民館まつり」を開催し、利用団体や地域との交流・連携を深めた。

ホール事業では、高等学校などとの協働で、コンサートや演劇を開催するなど、舞台芸術、文化の振興に努めた。

施設管理についても、文化会館の第2駐車場舗装工事、雨水管修繕、

ピアノオーバーホール等を行ったほか、南流山センターの消防設備改修工事を実施し、安全で快適な環境づくりに努めた。

図書館については、おおたかの森出張所において平成26年7月15日から、予約資料の受渡し業務を開始し、サービスの向上を図った。

また、平成27年4月開館に向け、おおたかの森小・中学校内に設置する、こども図書館の整備を行った。

博物館については、流山のみりん醸造業や地名をテーマとして、地元企業や民間団体と協力した企画展や、近隣の市や博物館と協働して、文化財や江戸川通運を紹介する企画展などを4回開催した。

講座事業では、子どもから成人まで、各世代が興味を持つテーマを工夫し開催した。

文化財保護活用事業では、市内の国登録・市指定候補文化財の調査を進め、国登録有形文化財2件、市指定有形文化財2件を登録・指定した。また、これら文化財の説明看板と説明スタンドを設置し、既設看板で老朽化したものは、適宜修理をした。

埋蔵文化財発掘調査事業では、市施行区画整理に伴う発掘調査をはじめ10件の調査を実施した。民間開発に伴う発掘調査については、民間発掘調査会社の調査を監理した。また、4件の発掘調査報告書を刊行した。

スポーツの振興については、コミュニティスポーツ活動や、健康・体力づくり事業を実施したほか、流山ロードレース大会等のスポーツ事業を展開する一方、体育施設については、平成28年4月以降の新体育館の開館に向けて、利用料金の設定に伴う都市公園条例の一部改正（案）についてのパブリックコメント実施や、管理運営に当たっての指定管理者の公募に向けての準備を進めた。

また、新川耕地スポーツフィールドの移転整備については、移転整備計画を策定し、移転先候補地の公募準備を進めた。

市民総合体育館の建替事業については、平成26年1月に着工し、平成26年度は主に基づき基礎工事から上部躯体工事に着手し、サブアリーナは屋根の鉄骨工事を施工した。平成27年度の完成を目指して安全第一に工事を進めているところである。

国際交流の推進については、江戸川台駅前庁舎3階に開設している国際理解サポートセンターを活動拠点として、語学講座の開催や、外国人

向け日本語講座のパンフレット等の配布を通して、在住外国人に対する支援及び在住外国人を含む市民を対象とした、多文化の相互理解を深める取組を実施した。

平和施策については、市民の平和への想いが託された千羽鶴を広島へ届け始めてから、11年目を迎えた。平成26年度は公募による小学5、6年生20名の平和大使を広島に派遣し、昨年度を上回る22万羽の折り鶴を平和記念公園の原爆の子の像前に献納した。また、8月20日には、派遣した子ども達による「平和大使報告会」を実施するとともに、広島平和記念資料館の見学や、被爆者の講話などから得た平和への想いをまとめた作文集を作成し、小中学校をはじめ各図書館に配架し広く市民に周知を行った。

このほか広島平和記念資料館の協力を得て、「サダコと折り鶴ポスター展」を、市役所ロビーをはじめ、南流山センター、森の図書館において開催するなど平和の草の根運動を展開した。

市民福祉の充実

誰もが安心して暮らすことのできる生活支援としての生活保護法等に基づく扶助事業については、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、生活保護の適正実施に努めた。

地域で支える福祉のまちづくりの、臨時福祉給付金給付事業については、4月からの消費税率の引上げに伴う低所得者への影響を配慮し、臨時的な給付措置として、18,568人に対し一人当たり10,000円を、さらに加算対象者の9,843人には、一人につき5,000円の臨時福祉給付金を支給し、低所得者の負担の軽減を図った。

福祉会館整備事業では、地域福祉活動の拠点となる福祉会館を安心して快適に利用できるよう以下の改修を行った。

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・駒木台福祉会館 | 柱上地絡遮断機改修及び門扉改修 |
| ・江戸川台福祉会館 | トイレを和式から洋式の温水洗浄便座に改修 |
| ・思井福祉会館 | ネットフェンス改修及び避難用救助袋更新 |
| ・向小金福祉会館 | 低圧受電切替工事 |
| ・赤城福祉会館 | 低圧受電切替工事 |
| ・流山福祉会館 | トイレを和式から洋式の温水洗浄便座に改修 |
| ・西深井福祉会館 | 大広間等バリアフリー改修 |

- ・南流山福祉会館 非常放送設備改修
- ・平和台福祉会館 和室、調理室空調機改修

さらに、駒木台、江戸川台、思井、向小金、赤城福祉会館の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付したほか、畳敷きの大広間で椅子が使用できるように会議テーブルと椅子を全館に配置した。

また、地域支え合い活動推進事業では、流山市地域支え合い活動推進条例の施行に伴い、災害時等に使用する、支え合い活動対象者名簿を作成するため、名簿登載意向の確認調査を実施した。

介護保険については、第5期介護保険事業計画の3年目にあたり、特別養護老人ホームの入所待機者解消のために、新たな特別養護老人ホームの整備・運営事業者の公募を行い、こうのす台地区において、平成28年度春の運営開始に向け整備中である。

さらに、医療と介護の連携を促進するために、千葉県のモデル事業である「千葉県在宅医療連携拠点事業」を10月より実施した。この事業では、介護と医療の関係職種間の連携強化を目的にインターネットを利用した「情報連携システム」を平成27年3月から導入した。在宅で医療と介護を受ける方の心身の状況変化等について、関係者が円滑に情報共有し、より総合的に支援ができるようシステムの利用登録と活用の促進を図っている。

高齢者福祉については、平成26年6月までに「高齢者福祉センター森の俱乐部」の全ての施設が完成し、7月1日に全館オープンした。また、障害者関係団体が運営するレストランも、森の俱乐部全館供用開始に合わせて7月1日にオープンした。地域高齢者の集う場所として「高齢者ふれあいの家」を地域住民の協力により、未設置の地域に2か所増設し、12小学校区に15か所設置することができた。また、民間による省エネルギー化事業（ESCO事業）を活用し、地域福祉センターの照明、空調を更新するとともに、デイサービス用の浴室を改修し、利用者サービスの向上を図った。

障害福祉サービスのうち、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、障害児通所支援に関する経費等の事業費を計上し、障害者（児）が全国均一の基準により、必要な福祉サービスを利用することで、障害者（児）が自立した日常生活及び社会生活が出来るよう支援した。

計画相談支援事業等については、平成27年度から介護給付と訓練等

給付、障害児通所支援サービスを利用するすべての方にサービス等利用計画書の作成が必要となることから、その提供を行うための準備を行った。

平成27年度から始まる「第5次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画」については、平成26年4月22日に流山市福祉施策審議会へ計画の策定における諮問を行い、5回の審議を経て同年10月22日に答申を受けた後、パブリックコメントを実施し、計画（案）に対する意見等を踏まえ策定した。

重度障害者医療費の助成制度については、平成27年8月からの現物給付の実施に向けて、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正があったことから、本市においても県要綱に沿って改正を行った。

つばさ学園運営事業については、従来の児童発達支援に加えて、保育所等訪問支援、障害児相談支援を行う児童発達支援センターの平成27年4月開設のための準備を行った。

健康福祉の推進については、平成22年度から子宮頸がん検診及び乳がん検診の「無料クーポン券」等の送付を行っているが、平成25年度からは、大腸がん検診の「無料クーポン券」を加えたところである。平成26年度には、働く世代の女性を対象とした子宮頸がん・乳がん検診について「再勧奨無料クーポン券」等の送付を実施した。

予防接種事業については、平成26年4月から9月まで、75歳以上の方を対象に、高齢者肺炎球菌感染症予防接種の任意接種に係る費用の一部助成を行った。

予防接種法の改正により、10月から、乳幼児の水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期接種に加わった。それに伴い、4月から実施していた高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成制度の対象年齢を10月から65歳以上に拡大し、定期接種の対象を待たずに接種を希望する方への接種機会の確保のため助成制度を継続した。また、多くの人が予防接種を受けられるように、実施医療機関や市広報・ホームページ・個別接種勧奨などで、予防接種対象者に対し周知・PRを行った。

保健予防事業では、保健センターを市民が快適に利用できるよう歯科指導室のクロス、床の張替えを行うとともに、保健センター機能の維持のため屋上の全面防水工事を実施した。また、災害発生時の流山市にお

ける医療救護活動の体制整備を図るための「流山市災害医療対策会議」を、平成26年度中に5回開催し、救護に係る備蓄品や医薬品等について検討を重ねた。

児童虐待防止対策については、子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」の代表者会議1回、実務者会議12回、個別支援会議8回を開催し、情報共有や実態把握の充実を図り、児童虐待の早期発見及び適切な支援の推進に努めた。

子ども医療費助成事業については、平成26年12月から通院に係る助成対象を中学3年生まで拡大し、保護者の経済的負担の軽減に努めた。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業については、消費税率の引上げによる子育て世帯への影響を緩和するための臨時的な給付措置として、19,620人の支給対象児童に対し、一人当たり10,000円の子育て世帯臨時特例給付金を支給し、子育て世帯の消費の下支え及び経済的負担の軽減を図った。

子ども・子育て支援計画推進事業については、「流山市子ども・子育て会議」を計10回開催するとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」を策定した。

待機児童の解消に向けては、おおたかの森地区に定員150名の「慶櫻おおたかの森保育園」、定員120名の「聖華マリン保育園」及び定員120名の「暁の星保育園」を新設するとともに、既存保育園の「城の星おおたかの森保育園」が定員29名の分園を整備した。南流山地区では、定員120名の「南流山保育園ひびき」がオープンするとともに、既存保育園の「南流山聖華保育園」が定員27名増、旧「西平井保育園」が「流山セントラルナーサリースクール」として定員60名増の増改築を行い、両地区合わせて定員626名増の整備を図った。

また、「送迎保育ステーション」では、本来の待機児童解消目的の利用を徹底し、透明性を確保した運営に努めるとともに、児童の安全の確保を維持した。

学童クラブについては、平成24年度から指定管理者制度を導入し、運営を行っているが、委託期間満了に伴う再選考を行った結果、引き続き同一の5法人等が受託することとなった。

また、運営内容については、「流山市指定管理者の管理運営状況のモニ

タリングに関するガイドライン」に基づく「施設利用の満足度調査」を実施したところ、「満足」との評価が約8割となり、順調に運営されていると評価されている。

学童クラブの需要は、保育所の需要増と同様に急増していることから、向小金小学校内に定員がそれぞれ35名の「向小金小学校区第1学童クラブ」及び「向小金小学校区第2学童クラブ」を整備するとともに、おおたかの森小学校の建設に併せて学校内に定員90名の「おおたかの森小学校区学童クラブ」を整備し、平成27年4月1日に開設した。

また、食の安全の確保から、平成23年8月から保育所の食材の放射性物質簡易検査を実施し、平成26年度は食材検査を445回、丸ごと検査を154回行った結果、すべての検体が測定下限値1キロ当たり25ベクレル未満であり、基準値を上回ることはなかった。

産業の振興

産業振興については、中小企業の経営安定のため、3億2,560万円(41件)の資金融資を実施したほか、国の緊急保証制度においては、22件の申請に対し、即日処理を念頭に置き、中小企業の資金繰りを支援した。

商業については、市内産業の活性化策として、流山共通ポイントカード「ながぽん」事業の普及・促進を図るため、「流山商業協同組合」に対して行政ポイントとして報奨金を交付したほか、カード事業運営のために金融機関から融資を受けた借入利息の一部を利子補給した。また、商業団体の厳しい経営環境に配慮し、「商業振興共同施設維持管理費」として街路灯の電気料に対し2分の1の助成を実施したほか、一商業団体の街路灯のLED化に対し、市で3分の1の助成を実施した。さらに、各種補助金の情報提供を積極的に行い、「まちづくり補助金」による商店会街路灯のLED化を一商店会が実施したほか、「ものづくり補助金」を活用し、製造業4社が設備の充実を図り、新たな事業への取組や生産効率及び生産性の向上を図った。

労政については、千葉県緊急雇用創出事業補助金を活用し、様々な事情により就職したくても就職に結び付かない、若年者を主な対象として、専門キャリアカウンセラーが就職できるまでの個別相談を実施し、相談者の79.6%を就職に導いた。また、千葉県等との共催により、若年

者、中高年齢者や子育てお母さんの再就職支援セミナーを開催し、市民の就労機会の創出に努めた。

住民誘致については、首都圏に向けた広告宣传活动や、集客力のあるイベントを開催した。

首都圏駅PR廣告としては、JR主要7駅（東京駅、秋葉原駅、新橋駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅、大宮駅・横浜駅）及び東京メトロ2駅（半蔵門線及び千代田線表参道駅）に「母になるなら、流山市。」のBO版横2連貼り大型廣告を10月27日から11月9日までの2週間（大宮駅・横浜駅、表参道駅は期間中それぞれ1週間）に渡って掲出し、受け皿として制作した流山市の特設PRサイトへの誘引を図った。これら一連の交通・web廣告の連動により、視覚に訴えるとともに、一層広く深い訴求を図った。

イベントでは、「流山グリーンフェスティバル2014」、「NAGAREYAMA森のマルシェ」、「NAGAREYAMA森のマルシェナイトカフェ+ウォーターマッピング」、「南流山屋台フェア」、「森のマルシェ・ド・ノエル」「流山アイススケートリンクm o - r i n k」など、季節に即したネーミングや企画内容により、市内はもとより市外から多くの来場者が訪れ、流山市の知名度とイメージの向上に貢献することができた。また、流山白味淋誕生200周年にあたり、森のマルシェにおいても6月に「みりんマルシェ」を企画するとともに、市民活動団体や商工事業者及び企業とも連動し、一連のイベントプロモーションを開催した。

このほか、フィルムコミッショング事業では、ロケ地支援に加え作品支援についても継続して協力をを行い、映画出演者による宣伝映像の提供を受けるなど、作品とともに流山市の知名度とイメージを高めることに寄与した。

企業立地については、千葉県が施行している木地区土地区画整理事業地内に、ホームセンターのほか家電販売店や食品スーパーなどが新たに立地し、利便性の向上に寄与した。

観光については、本市の特産品である白味淋の誕生200周年を記念して、10月に流山市とキッコーマン株式会社の共催による「流山白味淋200年祭」を開催し、市内外から約1万人の来場者を迎えた。流山の产品である味淋の魅力のPRと交流人口の増加につなげた。

また、新たな観光資源の開発として、流山キッコーマン株式会社の工

場壁面を活用し、味淋の歴史や当時のラベルなどの大型パネルの掲示を行う「流山本町まちなかミュージアム」を整備し、新たな観光名所を創出した。さらに、流山本町地区を訪れた方が快適に街歩きできるよう「総合案内サイン」、「拠点サイン」、「名称サイン」、「誘導サイン」からなる「観光案内サイン」を29か所に設置した。

そのほか、歴史的な蔵や古民家などの活用により街の活性化を図る「流山本町利根運河ツーリズム推進事業補助金」を活用した店舗として10月に「管理栄養士のビストロ E I Z E N」、2月には「流山スープカリーの店 あんばせ屋 蝦夷夢」がオープンし、街の活性化に貢献した。

「万華鏡ギャラリー寺田園茶舗見世蔵」及び「利根運河交流館」をそれぞれ流山本町及び利根運河の交流人口の増加を図るための観光拠点として、その管理運営をNPO法人等に委託し、各種イベントの開催や観光情報の発信に努めた。

また、流山観光協会や流山ふるさと産品協会に対する補助金支援を行うとともに、第38回流山花火大会を、三郷市と同時開催し、花火と音楽をシンクロさせたスカイミュージカルなどの実施により16万5千人の観光客を魅了した。

農業については、平成23年3月11日に発生した、「東日本大震災」に起因した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染に関連し、市内産農作物について「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づき検査を実施した。検査体制は、千葉県がゲルマニウム半導体検出器による精密検査を、また、流山市では、簡易型ヨウ化ナトリウム検出器による分析検査を推進し、農作物の安心・安全に努めた。

地産地消の推進については、学校給食に流山産米「コシヒカリ」を使用し、流山産米の消費拡大を図り、併せて子どもたちに食育の推進を図るとともに米づくり農家を支援した。

また、遊休農地の発生を抑止し、多面的機能を持つ良好な農地を保全するため、農用地利用集積を推進した結果、新規分では、水田・畑の合計で約5.6ヘクタールの利用が図られた。

さらに、流山産の新鮮で安心・安全な野菜の販売促進を図るため、女性農業者団体の協力により流山産農作物を食材に使用した「料理教室」を開催し、レシピの普及とともに食材としての活用を促進した。

土地改良施設等の維持管理については、流山排水機場配電盤整備補修

工事を実施し、流山排水機場の適正な維持管理に努めた。

農地法の改正に伴い、同法第52条の2及び第52条の3により、新たに義務付けられた農地情報の公開を行い、遊休農地の解消や更なる農地流動化に繋げていくとともに、窓口応対の迅速化など、サービスの向上を図るため、農地台帳の電算化を実施した。

行政の充実

流山市公式ホームページは、平成24年10月のリニューアルによりデザインや情報分類、アクセシビリティなどが向上した。また各課でも作成操作が浸透し、ページの改変や改善などをより迅速かつ見やすく行う事が可能となった。これにより、市民をはじめ市外の方や民間企業等に向けて、流山市の魅力を積極的に発信することができた。

市民参加の推進に当たっては、平成26年4月7日付けて、「流山市市民参加推進委員会」に対して、平成25年度の流山市市民参加条例の運用に関する評価及び改善について意見を求める諮問を行い、平成26年9月1日に「おおむね良好」との答申を受けた。また、市民の皆様にパブリックコメントにより意見を募集していることを周知するため、公共施設の閲覧場所に専用コーナーを常設することとした。

NPO活動の推進については、セントラルパークフェスタの開催やフェイスブックの開設を行い、NPO活動状況の周知に努めた。さらに、市民活動団体公益補助金事業では、8事業を認定し、市民公益事業の活性化に努めた。

職員の政策法務能力の向上のため、平成24年12月に策定し、平成25年度の実施状況を踏まえ平成26年4月に改定した「政策法務研修計画」に基づき、次の各種研修を実施した。

①基礎法務研修（年12回）

目的：法的な課題に気づく能力の習得、33名受講

②政策法務研修＜基礎編＞（年5回）

目的：初めて見る法律でも自ら解釈できる能力の習得、38名受講

③政策法務研修＜発展編＞（年5回）

目的：自らが法的な課題を解決する能力の習得、37名受講

④政策法務担当者研修（年6回）

目的：各課の政策法務担当者の課題解決能力の向上

⑤政策法務講演会（年1回）

テーマ：政策はどのようにできていくか－立法過程を中心に－
ファシリティマネジメント（FM）推進事業では、平成26年4月に総務省から策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」について、平成27年度中の公表を目指し、策定作業を開始した。また、森の図書館での民間による省エネルギー化事業（ESCO事業）の優先交渉権者の選定を行うとともに、FM施策の第2回事業者提案制度で選定した2件の協議対象案件の事業化に向けた協議などを行った。

このほか、第三庁舎の貸付料等を原資に、市の負担ゼロでの第一庁舎1階リニューアル（スマート庁舎事業）や、旧水道局跡地を民間へ貸付け、観光振興目的の駐車場を整備するなど、より実践的で多角的なFMの推進を図った。

統計調査については、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備すること及び、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、7月1日を基準日に「平成26年経済センサス基礎調査及び商業統計調査」を実施した。また、製造業を営む事業所を対象として、12月31日を基準日に「工業統計調査」を実施した。そのほか、「全国消費実態調査」、「農林業センサス」を実施した。

指定管理者制度については、施設の修繕費の適正執行及び利用者のモニタリング並びに、指定管理者のもとで働く従業員の労働条件が関係法令を遵守したものであるかどうかを確認するため、社会保険労務士による労働条件審査を行った。

「第2次男女共同参画プラン」における取組みとしては、講師を招いて職員を対象とした男女共同参画研修会や商工会関係団体を対象とした講演会の開催、啓発紙の発行、森の図書館において男女共同参画パネル展を実施した。また、第2次プランが平成26年度で終了することから、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「第3次男女共同参画プラン」の策定を行った。